

四 半 期 報 告 書

(第 1 期第 2 四半期)

自 平成20年 7 月 1 日
至 平成20年 9 月 30 日

三井住友海上グループホールディングス株式会社

(E03854)

第1期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

四半期報告書

- 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年11月28日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 中間監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

三井住友海上グループホールディングス株式会社

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	4
3 関係会社の状況	4
4 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1 保険引受の状況	5
2 経営上の重要な契約等	7
3 財政状態及び経営成績の分析	8
第3 設備の状況	13
第4 提出会社の状況	14
1 株式等の状況	14
(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	15
(6) 議決権の状況	16
2 株価の推移	16
3 役員の状況	17
第5 経理の状況	22
1 中間連結財務諸表	23
2 その他	52
3 中間財務諸表	54
4 その他	60
第二部 提出会社の保証会社等の情報	61

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【四半期会計期間】	第1期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	三井住友海上グループホールディングス株式会社
【英訳名】	Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 江 頭 敏 明
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目27番2号
【電話番号】	03-3297-6480（代表）
【事務連絡者氏名】	文書法務部課長 井 上 知 己
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目27番2号
【電話番号】	03-3297-6480（代表）
【事務連絡者氏名】	文書法務部課長 井 上 知 己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。

(1) 連結経営指標等

回次	第1期中
連結会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日
経常収益 (百万円)	1,038,846
正味収入保険料 (百万円)	757,008
経常損失(△) (百万円)	△5,268
中間純利益 (百万円)	12,399
純資産額 (百万円)	1,432,528
総資産額 (百万円)	8,019,840
1株当たり純資産額 (円)	3,369.15
1株当たり中間純利益 (円)	29.43
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	17.69
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	37,704
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△41,810
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△44,840
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (百万円)	307,359
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	20,942 〔—〕

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2 当社は平成20年4月1日設立のため、平成19年度以前に係る記載はしておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期中
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日
営業収益 (百万円)	18,883
経常利益 (百万円)	16,892
中間純利益 (百万円)	16,890
資本金 (百万円) (発行済株式総数) (千株)	100,000 (421,320)
純資産額 (百万円)	762,693
総資産額 (百万円)	777,947
1株当たり配当額 (円)	27.00
自己資本比率 (%)	98.04
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	43 〔-〕

(注) 1 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2 当社は平成20年4月1日設立のため、平成19年度以前に係る記載をしておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	20,942
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	43
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であり、休職者及び臨時雇を含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額（百万円）	構成比（%）	対前年増減(△)率（%）
火災	80,925	18.70	—
海上	30,007	6.93	—
傷害	75,913	17.54	—
自動車	149,421	34.52	—
自動車損害賠償責任	31,188	7.20	—
その他	65,414	15.11	—
合計	432,870	100.00	—
(うち収入積立保険料)	(51,335)	(11.86)	(—)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含む。）

② 正味収入保険料

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額（百万円）	構成比（%）	対前年増減(△)率（%）
火災	60,419	16.06	—
海上	26,238	6.97	—
傷害	34,891	9.28	—
自動車	148,198	39.40	—
自動車損害賠償責任	42,549	11.31	—
その他	63,869	16.98	—
合計	376,167	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

③ 正味支払保険金

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減(△)率 (%)
火災	23,372	10.37	—
海上	11,646	5.17	—
傷害	17,712	7.86	—
自動車	96,581	42.84	—
自動車損害賠償責任	35,651	15.81	—
その他	40,475	17.95	—
合計	225,439	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
	金額 (百万円)	期首比 増減(△)率 (%)
個人保険	8,567,688	3.26
個人年金保険	321,512	0.68
団体保険	2,492,883	0.16
団体年金保険	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	新契約+転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による純増加 (百万円)
個人保険	465,730	465,730	—
個人年金保険	9,536	9,536	—
団体保険	12,546	12,546	—
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約の個人年金保険の金額は年金開始時における年金原資であります。

2【経営上の重要な契約等】

三井住友海上火災保険株式会社と住友生命保険相互会社の業務提携の強化に関する基本合意

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、住友生命保険相互会社との間で、平成12年2月より損害保険事業における損害サポート分野や企業向け営業分野での業務提携をしておりますが、更なる事業拡大・効率化による企業価値の向上とお客さまへのより一層のサービスの拡充を目指して、平成20年9月30日付で以下を主な内容とする基本合意書を締結いたしました。

- ①住友生命が販売する三井住友海上の損保商品の拡大
- ②住友生命の完全子会社であるスミセイ損害保険株式会社が保有する契約の三井住友海上への切替
- ③三井住友海上の損保事業拡大に向けた販売体制・事務インフラ等の構築

3 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 業績の概況

当四半期におけるわが国経済は、世界経済の減速による外需の鈍化や、依然として高水準にある原油・原材料価格を背景に企業収益が減少しています。さらに、消費者物価の高止まりもあって、個人消費が弱含みとなるなど、景気の後退色が一段と鮮明になりました。特に、9月の米国発金融危機以降は先行き不透明感が一段と高まりました。

このような経営環境のもと、当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が4,732億円（うち正味収入保険料3,761億円）、資産運用収益は368億円、その他経常収益が13億円となった結果、5,113億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が4,162億円（うち正味支払保険金2,254億円）、資産運用費用が548億円、営業費及び一般管理費が734億円、その他経常費用が52億円となった結果、5,498億円となりました。

以上の結果、経常損失は384億円となりました。経常損失に特別利益、特別損失、法人税等及び少数株主利益を加減した四半期純損失は、111億円となりました。

これを事業の種類別に示すと次のとおりであります。

①損害保険事業におきましては、正味収入保険料は3,761億円となりました。これに資産運用収益などを加えた経常収益は、5,001億円となりました。また、経常費用は、米国発金融危機による市場の混乱の影響を受け、多額の有価証券評価損が発生したほか、欧州子会社における信用保険の引受けに関して大口の支払備金を計上したこともあり、5,341億円となりました。この結果、経常損失は339億円となりました。

②生命保険事業におきましては、子会社である三井住友海上きらめき生命保険株式会社において、生命保険料は353億円となりました。これに資産運用収益などを加えた経常収益は、399億円となりました。また、関連会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の持分法による投資損失46億円を含めた経常費用は、444億円となりました。この結果、経常損失は45億円となりました。

所在地別のセグメントの業績は、次のとおりであります。

経常収益は日本が4,524億円、アジアが211億円、欧州が275億円、米州が117億円となり、経常利益（又は経常損失（△））は、日本が△17億円、アジアが20億円、欧州が△396億円、米州が29億円となりました。日本の内部取引消去前の経常収益シェアは88%と大きなウェイトを占めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが△96億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却・償還による収入などにより175億円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは△14億円となりました。これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は3,073億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(参考) 国内保険子会社等のソルベンシー・マージン比率

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

国内保険子会社等の当四半期末(当中間会計期間末)の状況は、以下のとおりであります。三井住友海上火災保険株式会社については、保有株式の時価下落を主因として、ソルベンシー・マージン総額が前事業年度末に比べて3,758億円減少したこと等により、ソルベンシー・マージン比率は前事業年度末に比べて118.9ポイント低下し、836.5%となりました。

① 三井住友海上火災保険株式会社

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成20年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,407,035	2,782,921
資本金又は基金等	669,567	733,775
価格変動準備金	1,429	28,818
危険準備金	1,405	720
異常危険準備金	557,170	569,121
一般貸倒引当金	1,067	1,129
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	891,875	1,214,256
土地の含み損益	84,157	62,849
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	21,002	89,096
その他	221,365	261,345
(B) リスクの合計額	575,459	582,520
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	79,067	79,138
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	14	0
予定利率リスク (R ₃)	6,796	6,802
資産運用リスク (R ₄)	322,479	347,849
経営管理リスク (R ₅)	12,650	12,802
巨大災害リスク (R ₆)	224,169	206,344
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{ (B) \times 1/2 \}] \times 100$	836.5%	955.4%

② 三井ダイレクト損害保険株式会社

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成20年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	7,599	8,797
資本金又は基金等	7,127	7,747
価格変動準備金	6	5
危険準備金	0	0
異常危険準備金	449	958
一般貸倒引当金	0	—
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	15	85
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	2,552	2,265
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	2,168	1,939
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	0	0
資産運用リスク (R ₄)	156	144
経営管理リスク (R ₅)	78	70
巨大災害リスク (R ₆)	300	250
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	595.4%	776.8%

③ 三井住友海上きらめき生命保険株式会社

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成20年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	105,018	109,255
資本金等	47,924	49,003
価格変動準備金	1,246	1,137
危険準備金	8,914	8,605
一般貸倒引当金	17	36
その他有価証券の評価差額×90%	6,417	11,956
土地の含み損益×85%	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	39,236	37,261
持込資本金等	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	1,261	1,254
(B) リスクの合計額	10,677	10,287
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$		
保険リスク相当額 (R ₁)	6,141	5,984
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	1,444	1,328
予定利率リスク相当額 (R ₂)	665	665
資産運用リスク相当額 (R ₃)	6,425	6,161
経営管理リスク相当額 (R ₄)	293	282
最低保証リスク相当額 (R ₇)	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	1,967.0%	2,124.0%

④ 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)	前事業年度末 (平成20年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	125,454	131,755
資本金等	△24,584	△18,961
価格変動準備金	432	334
危険準備金	31,039	28,571
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	△0	5
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	116,568	118,805
負債性資本調達手段等	2,000	3,000
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	28,544	18,837
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$		
保険リスク相当額 (R ₁)	4	2
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	21	20
予定利率リスク相当額 (R ₂)	2,183	1,517
資産運用リスク相当額 (R ₃)	5,814	3,934
経営管理リスク相当額 (R ₄)	832	549
最低保証リスク相当額 (R ₇)	19,714	12,836
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	878.9%	1,398.8%

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

- ① 当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。
- ② 当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、計画が完了したものはありません。
- ③ 当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

会社名 設備名	所在地	事業の種類 別セグ メントの 名称	内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
三井住友海上火 災保険株式会社 神田錦町共同ビ ル（仮称）	東京都 千代田区	損害保険 事業	賃貸ビル 取得	2,550	3	自己資金	平成23年 1月	平成25年 1月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	421,320,739	421,320,739	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	—
計	421,320,739	421,320,739	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	421,320	—	100,000	—	179,191

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	19,787	4.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	18,508	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	14,179	3.37
ヒーロー・アンド・カンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	11,264	2.67
ナッツ・クムコ (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	111 WALL STREET NEW YORK, NEW YORK 10015 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1-3-2)	10,378	2.46
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE. COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD. ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10,231	2.43
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	9,964	2.36
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	8,230	1.95
メロン バンク エヌエー アズ エー ジェント フォー イッツ クライアン ト メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MASSACHUSETTS 02108 U.S.A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	7,675	1.82
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7-18-24	6,077	1.44
計		116,297	27.60

(注) ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから平成20年5月2日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年4月1日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ブランデス・インベストメント・ パートナーズ・エル・ピー	11988 EL CAMINO REAL, SUITE 500, SAN DIEGO, CALIFORNIA 92130 U.S.A.	54,132	12.85

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 152,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 420,037,200	4,200,350	—
単元未満株式	普通株式 1,131,439	—	一単元 (100株) 未満 の株式
発行済株式総数	421,320,739	—	—
総株主の議決権	—	4,200,350	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。

なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個は、「議決権の数」欄に含まれておりません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が27株、自己株式が52株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) 三井住友海上グループ ホールディングス株式 会社	東京都中央区新川 2-27-2	152,100	—	152,100	0.04
計	—	152,100	—	152,100	0.04

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	4,280	4,500	4,490	3,890	3,640	3,860
最低 (円)	3,400	3,890	3,610	3,330	3,120	2,975

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(平成20年11月28日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	—	秦 喜 秋	昭和20年 11月4日生	昭和43年4月 平成2年6月 平成2年10月 平成4年6月 平成7年6月 平成10年6月 平成11年6月 平成12年6月 平成12年6月 平成13年10月 平成14年6月 平成17年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成18年8月 平成20年4月	住友海上火災保険株式会社入社 同社大阪営業第二部長 同社大阪本社営業第二部長 同社社長室長 同社取締役社長室長 同社常務取締役 同社常務取締役関東甲信越営業本部長 同社常務取締役リスクマネジメント企画 本部長兼関東甲信越営業本部長 同社常務取締役常務執行役員リスクマネ ジメント企画本部長兼関東甲信越営業本 部長 三井住友海上火災保険株式会社常務取締 役常務執行役員 同社専務取締役専務執行役員 同社取締役 副社長執行役員 同社取締役共同最高経営責任者 同社取締役会長共同最高経営責任者 同社取締役会長 (現職) 当社取締役会長 (現職)	(注) 3	28,788
取締役社長 (代表取締役)	—	江 頭 敏 明	昭和23年 11月30日生	昭和47年4月 平成7年4月 平成9年6月 平成11年4月 平成12年5月 平成13年4月 平成13年10月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年10月 平成18年4月 平成18年6月 平成18年8月 平成18年9月 平成20年4月	大正海上火災保険株式会社 (現三井住友 海上火災保険株式会社) 入社 同社火災新種商品企画部保証信用保険室 長 同社社長室部長 同社商品業務統括火災新種業務部長 同社社長室 (休職 社団法人日本損害保 険協会出向) 部長 同社商品業務統括火災新種業務部長 同社執行役員火災新種保険部長 同社執行役員中国本部長 同社常務執行役員中国本部長 同社常務執行役員神奈川静岡本部長 同社常務執行役員神奈川静岡本部長兼 本部損害サービス改革本部長 同社共同最高経営責任者 同社取締役社長共同最高経営責任者 同社取締役社長最高経営責任者 同社取締役社長 社長執行役員 (現職) 当社取締役社長 (現職)	(注) 3	6,300
専務取締役	—	中 川 敏 洋	昭和23年 7月14日生	昭和47年4月 平成8年4月 平成10年2月 平成12年6月 平成12年6月 平成13年10月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年10月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年4月	住友海上火災保険株式会社入社 同社埼玉東支店長 同社岡山支店長 同社中・四国営業本部長 同社執行役員中・四国営業本部長 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 四国本部長 同社執行役員千葉埼玉本部長 同社常務執行役員関東甲信越本部長 同社常務執行役員関東甲信越本部長兼 本部損害サービス改革本部長 同社専務執行役員関東甲信越本部長兼 本部損害サービス改革本部長 同社専務執行役員関東甲信越本部長兼 本部損害サービス・イノベーション本 部長 当社専務取締役 (現職)	(注) 3	13,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
専務取締役	—	遠藤 勇	昭和23年 11月13日生	昭和47年5月 平成9年4月 平成9年11月 平成10年4月 平成10年8月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年4月 平成17年7月 平成18年4月 平成19年6月 平成20年4月	大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 同社社長室部長（秘書担当） 同社社長室部長（秘書担当）兼社長室企業革新推進室長 同社社長室部長（秘書担当）兼社長室部長（企業革新推進担当） 同社社長室部長（企業革新推進担当） 同社国際業務部部长 同社国際業務部長兼コンプライアンス推進室部長 同社東京企業第二本部企業営業第二部長 同社執行役員東京企業第二本部企業営業第二部長 同社執行役員国際業務部長 同社常務執行役員国際業務部長 同社常務執行役員 同社専務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社専務取締役（現職）	(注)3	3,900
取締役	—	浅野 広 視	昭和25年 12月13日生	昭和48年4月 平成7年6月 平成9年4月 平成10年4月 平成10年6月 平成12年2月 平成12年6月 平成13年6月 平成13年10月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成18年10月 平成20年4月	住友海上火災保険株式会社入社 同社仙台支店長 同社社長室業務担当部長兼業務管理部長 同社社長室業務特命部長兼業務管理部長 同社社長室長兼業務管理部長 同社統合推進室長 同社執行役員統合推進室長 同社取締役執行役員統合推進室長 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経営企画部長 同社常務取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社取締役専務執行役員商品本部長 同社取締役専務執行役員（現職） 当社取締役（現職）	(注)3	10,444
取締役	—	池田 克 朗	昭和26年 9月8日生	昭和49年4月 平成10年4月 平成11年6月 平成15年6月 平成17年4月 平成18年4月 平成20年4月	大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 同社運用本部金融サービス部長 同社経理部長 同社取締役執行役員経理部長 同社取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長（現職） 当社取締役（現職）	(注)3	8,100
取締役	—	市原 等	昭和26年 6月19日生	昭和49年4月 平成13年4月 平成13年10月 平成14年7月 平成16年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成20年4月	大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 同社事務推進部長 同社営業事務部事務統合特命部長 同社営業事務部長 同社執行役員人事部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員（現職） 当社取締役（現職）	(注)3	5,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	柄澤 康喜	昭和25年 10月27日生	昭和50年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成10年6月 同社広報部長 平成12年2月 同社社長室長兼業務管理部長 平成12年4月 同社社長室長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社経営企画部業務企画特命部長 平成14年7月 同社金融サービス本部財務企画部長 平成16年4月 同社執行役員経営企画部長 平成17年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 平成18年4月 同社取締役常務執行役員 平成20年4月 同社取締役専務執行役員（現職） 当社取締役（現職）	(注)3	5,100
取締役	—	藤本 進	昭和23年 12月5日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年6月 同省横浜税関長 平成11年7月 同省大臣官房審議官 平成14年7月 欧州復興開発銀行理事 平成17年8月 三井住友海上火災保険株式会社顧問 平成19年6月 同社取締役 平成20年4月 同社取締役常務執行役員（現職） 当社取締役（現職）	(注)3	3,000
取締役	—	河野 栄子	昭和21年 1月1日生	昭和44年12月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和59年4月 同社取締役広告事業本部副本部長 昭和59年11月 同社取締役広告事業本部本部長 昭和60年8月 同社常務取締役 昭和61年11月 同社専務取締役 平成6年7月 同社取締役副社長 平成9年6月 同社取締役社長 平成15年6月 同社取締役会長兼CEO 平成16年4月 同社取締役会長兼取締役会議長 平成16年6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役 株式会社リクルート特別顧問 三井住友海上火災保険株式会社取締役（現職） 平成20年4月 当社取締役（現職）	(注)3	—
取締役	—	頃安 健司	昭和17年 4月16日生	昭和42年4月 東京地方検察庁検事 平成8年1月 法務省官房長 平成9年12月 最高検察庁総務部長 平成11年4月 同庁刑事部長 平成11年12月 法務総合研究所長 平成13年5月 札幌高等検察庁検事長 平成14年6月 名古屋高等検察庁検事長 平成15年2月 大阪高等検察庁検事長 平成16年7月 弁護士登録 東京永和法律事務所客員弁護士 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役（現職） 平成20年4月 当社取締役（現職） 平成20年7月 TMI 総合法律事務所顧問（現職）	(注)3	300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	—	高 巖	昭和31年 3月10日生	昭和60年4月 平成8年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成17年6月 平成20年4月	財団法人モラロジー研究所経済研究室研究員 麗澤大学国際経済学部助教授 同大学国際経済学部教授兼企業倫理研究センター副センター長 同大学大学院国際経済研究科教授兼企業倫理研究センター副センター長 同大学大学院国際経済研究科教授兼企業倫理研究センター長(現職) 三井住友海上火災保険株式会社取締役(現職) 当社取締役(現職)	(注)3	900
取締役	—	関 俊 彦	昭和16年 2月28日生	昭和52年4月 昭和59年4月 平成12年4月 平成16年4月 平成16年5月 平成19年6月 平成20年4月	東北大学法学部助教授 同大学法学部教授 同大学大学院法学研究科教授 同大学名誉教授(現職) 法政大学法科大学院教授(現職) 弁護士登録 三井住友海上火災保険株式会社取締役 当社取締役(現職)	(注)3	900
監査役 (常勤)	—	山 下 尚	昭和21年 7月7日生	昭和44年4月 平成8年11月 平成9年6月 平成10年3月 平成10年10月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年10月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成19年6月 平成20年4月 平成20年6月	大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 同社企業官公庁開発部部长 同社証券運用部部长 同社社長室部長 同社金融事業企画部長 同社社長室長 同社執行役員取締役社長室長 同社取締役執行役員金融サービス本部副本部長兼金融サービス本部金融事業部長 同社常務取締役常務執行役員金融サービス本部長 同社専務取締役専務執行役員金融サービス本部長 同社取締役 副社長執行役員金融サービス本部長 同社特別顧問 同社常任監査役 当社常任監査役 三井住友海上火災保険株式会社監査役(現職) 当社監査役(現職)	(注)4	8,600
監査役 (常勤)	—	飯 島 至 雄	昭和24年 9月7日生	昭和48年4月 平成9年3月 平成10年4月 平成10年11月 平成12年4月 平成13年10月 平成15年6月 平成18年4月 平成20年4月 平成20年6月	住友海上火災保険株式会社入社 同社外国再保険部長 同社国際再保険部長 同社保有再保険部長 同社欧州部長 三井住友海上火災保険株式会社アジア本部シンガポール部長 同社執行役員アジア第二本部長 同社顧問 当社常任監査役 当社監査役(現職)	(注)4	4,927

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	—	安田 莊助	昭和18年 12月15日生	昭和54年4月 昭和55年6月 昭和58年2月 平成5年7月 平成11年10月 平成13年9月 平成17年6月 平成20年1月 平成20年4月	公認会計士登録 安田莊助税理士事務所代表(現職) 東京赤坂公認会計士共同事務所代表 東京赤坂監査法人代表社員 東京北斗監査法人(現仰星監査法人)理事 会長代表社員 日本プライムリアルティ投資法人監督役員(現職) 三井住友海上火災保険株式会社監査役(現職) 仰星監査法人代表社員(現職) 当社監査役(現職)	(注)4	—
監査役	—	角田 大憲	昭和42年 1月29日生	平成6年4月 平成15年3月 平成20年4月	弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)弁護士 中村・角田法律事務所(現中村・角田・松本法律事務所)弁護士(現職) 当社監査役(現職)	(注)4	—
計							100,459

- (注) 1 取締役河野栄子、頃安健司、高 巖及び関 俊彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役安田莊助及び角田大憲は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成20年4月1日付就任後平成20年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成20年4月1日付就任後平成23年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

第5【経理の状況】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。）並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。
- (3) 当社は平成20年4月1日設立のため、前中間連結会計期間、前連結会計年度、前中間会計期間及び前事業年度に係る記載はしていません。
なお、当社設立に当たっての単独株式移転に関しては、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引に係る会計処理に準じて、株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社における帳簿価額に基づいて会計処理しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間末
 (平成20年9月30日)

資産の部	
現金及び預貯金	※3 327,359
コールローン	26,100
買入金銭債権	97,810
金銭の信託	26,389
有価証券	※3, ※4 5,891,357
貸付金	※2, ※7 819,154
有形固定資産	※1, ※3 266,001
無形固定資産	82,014
その他資産	478,078
繰延税金資産	11,410
貸倒引当金	△5,836
資産の部合計	8,019,840
負債の部	
保険契約準備金	6,012,936
支払備金	880,856
責任準備金等	5,132,079
社債	99,992
その他負債	287,199
退職給付引当金	81,155
役員退職慰労引当金	2,564
賞与引当金	9,608
特別法上の準備金	2,682
価格変動準備金	2,682
繰延税金負債	91,173
負債の部合計	6,587,312
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	132,700
利益剰余金	543,157
自己株式	△609
株主資本合計	775,248
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	639,967
繰延ヘッジ損益	△154
為替換算調整勘定	3,919
評価・換算差額等合計	643,733
少数株主持分	13,547
純資産の部合計	1,432,528
負債及び純資産の部合計	8,019,840

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
経常収益	1,038,846
保険引受収益	946,979
(うち正味収入保険料)	757,008
(うち収入積立保険料)	94,411
(うち積立保険料等運用益)	25,655
(うち生命保険料)	69,403
資産運用収益	89,408
(うち利息及び配当金収入)	86,970
(うち金銭の信託運用益)	23
(うち有価証券売却益)	14,707
(うち金融派生商品収益)	9,774
(うち積立保険料等運用益振替)	△25,655
その他経常収益	2,458
経常費用	1,044,114
保険引受費用	827,413
(うち正味支払保険金)	439,538
(うち損害調査費)	※1 40,990
(うち諸手数料及び集金費)	※1 126,387
(うち満期返戻金)	140,548
(うち生命保険金等)	16,301
(うち支払備金繰入額)	49,467
(うち責任準備金等繰入額)	13,022
資産運用費用	60,730
(うち金銭の信託運用損)	1,504
(うち有価証券売却損)	4,575
(うち有価証券評価損)	45,049
営業費及び一般管理費	※1 148,316
その他経常費用	7,654
(うち支払利息)	705
経常損失(△)	△5,268
特別利益	28,264
固定資産処分益	985
特別法上の準備金戻入額	27,279
価格変動準備金戻入額	27,279
特別損失	2,221
固定資産処分損	1,559
減損損失	※2 662
税金等調整前中間純利益	20,774
法人税及び住民税等	9,117
過年度法人税等戻入額	△7,307
法人税等調整額	6,101
少数株主利益	464
中間純利益	12,399

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加	100,000	
当中間期変動額合計	100,000	
当中間期末残高	100,000	
資本剰余金		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加	132,703	
自己株式の処分	△3	
当中間期変動額合計	132,700	
当中間期末残高	132,700	
利益剰余金		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加	534,410	
実務対応報告第18号の適用に伴う変動	8,986	
剰余金の配当	△12,639	
中間純利益	12,399	
当中間期変動額合計	543,157	
当中間期末残高	543,157	
自己株式		
前期末残高		—
当中間期変動額		
自己株式の取得	△650	
自己株式の処分	41	
当中間期変動額合計	△609	
当中間期末残高	△609	
株主資本合計		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加	※1 767,113	
実務対応報告第18号の適用に伴う変動	8,986	
剰余金の配当	△12,639	
中間純利益	12,399	
自己株式の取得	△650	
自己株式の処分	38	
当中間期変動額合計	775,248	
当中間期末残高	775,248	

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	639,967
当中間期変動額合計	639,967
当中間期末残高	639,967
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△154
当中間期変動額合計	△154
当中間期末残高	△154
為替換算調整勘定	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3,919
当中間期変動額合計	3,919
当中間期末残高	3,919
評価・換算差額等合計	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	643,733
当中間期変動額合計	643,733
当中間期末残高	643,733
少数株主持分	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	13,547
当中間期変動額合計	13,547
当中間期末残高	13,547
純資産合計	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株式移転による増加	767,113
実務対応報告第18号の適用に伴う変動	8,986
剰余金の配当	△12,639
中間純利益	12,399
自己株式の取得	△650
自己株式の処分	38
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	657,280
当中間期変動額合計	1,432,528
当中間期末残高	1,432,528

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	20,774
減価償却費	10,379
減損損失	662
のれん償却額	2,075
支払備金の増減額 (△は減少)	47,615
責任準備金等の増減額 (△は減少)	11,947
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	475
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,082
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△142
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,746
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△27,279
利息及び配当金収入	△86,970
有価証券関係損益 (△は益)	33,692
金融派生商品損益 (△は益)	△9,774
支払利息	705
為替差損益 (△は益)	4,218
有形固定資産関係損益 (△は益)	574
持分法による投資損益 (△は益)	4,687
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△25,656
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△25,381
その他	6,165
小計	△31,894
利息及び配当金の受取額	89,736
利息の支払額	△737
法人税等の支払額	△19,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,704
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額 (△は増加)	△10,926
買入金銭債権の取得による支出	△3,000
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,138
金銭の信託の増加による支出	△25
金銭の信託の減少による収入	23,690
有価証券の取得による支出	△381,946
有価証券の売却・償還による収入	307,765
貸付けによる支出	△112,077
貸付金の回収による収入	94,657
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	42,740
その他	1,234
資産運用活動計	△36,749
営業活動及び資産運用活動計	955
有形固定資産の取得による支出	△4,727
有形固定資産の売却による収入	1,721
その他	△2,055
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,810

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期社債の償還による支出	△30,000
自己株式の取得による支出	△650
自己株式の売却による収入	38
配当金の支払額	△12,639
少数株主への配当金の支払額	△1,237
その他	△350
財務活動によるキャッシュ・フロー	△44,840
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,775
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△56,721
現金及び現金同等物の期首残高	364,081
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 307,359

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 36社 主な会社名 三井住友海上火災保険株式会社 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 MSIG Holdings (Americas), Inc. Mitsui Sumitomo Insurance (London Management) Ltd MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.</p> <p>(2) 非連結子会社 主な会社名 三井住友海上損害調査株式会社 三井住友海上スタッフサービス株式会社 非連結子会社とした会社は、その総資産、経常収益、中間純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であります。</p> <p>(3) 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の議決権の51%を所有しておりますが、同社は他の会社との共同支配の実態にある合弁会社であるため、子会社としておりません。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 4社 主な会社名 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 SMA MSI ASについては、連結子会社である Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limitedが当中間連結会計期間に株式を取得したことにより、新たに関連会社となったため、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（三井住友海上スタッフサービス株式会社、BPI/MS Insurance Corporation他）については、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>連結子会社のうち、MSIG Holdings (Americas), Inc. 他31社の中間決算日は6月30日であります。決算日の差異が3カ月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券（保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>① 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>② 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成12年11月16日）に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>生命保険連結子会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについて振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについて特例処理を適用しております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 国内連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の有形固定資産の減価償却は、主に定額法により行っております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。</p> <p>在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>② 退職給付引当金 三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>その他の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、役員及び執行役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、当該退職慰労金の制度を廃止した平成17年3月末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 従業員及び執行役員の賞与に充てるため中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法</p> <p>提出会社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>ただし、国内損害保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、リース取引開始日が当連結会計年度に属する取引からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これらの会計基準等の適用が中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(8) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>三井住友海上火災保険株式会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については繰延ヘッジを適用しております。外貨建債券等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>また、ALM（資産負債総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で実施している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成14年9月3日）に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。</p> <p>(9) 税効果会計に関する事項</p> <p>三井住友海上火災保険株式会社の中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している海外投資等損失準備金及び圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

当中間連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

(「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から連結決算上必要な修正を行っております。

当社は設立第1期であるため、会計方針の変更による影響額は算定しておりません。

なお、当社の株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社が連結財務諸表作成に当たって従来採用していた方法と比べた場合、上記の適用により、経常損失は304百万円減少し、税金等調整前中間純利益は304百万円増加しております。

セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末
(平成20年9月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は270,844百万円であります。

※2

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は339百万円、延滞債権額は1,248百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は930百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は763百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は3,282百万円であります。

※3 担保に供している資産は有価証券50,345百万円、現金及び預貯金3,846百万円並びに有形固定資産526百万円であります。これは、日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れているもの等であります。

当中間連結会計期間末
(平成20年9月30日)

- ※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが184,568百万円含まれておりません。
- 5 三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当中間連結会計期間末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は184,541百万円であり、実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。
- 6 提出会社及び三井住友海上火災保険株式会社は、提出会社の関連会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社との間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持契約を締結しております。同社の当中間連結会計期間末における負債合計は2,600,577百万円（保険契約準備金2,579,495百万円を含む）であり、資産合計は2,605,721百万円であります。
- なお、本契約は同社の債務支払に対して保証を行うものではありません。また、当中間連結会計期間末において、同社の純資産は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。
- ※7 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は4,829百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

- ※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。
代理店手数料等 132,502百万円
給与 67,237百万円
なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。
- ※2 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	資産	減損損失 (百万円)	減損損失の内訳 (百万円)
遊休不動産及び売却予定不動産	土地及び建物	新潟県内に保有する事務所ビルなど6物件	662	土地 149 建物 512

保険事業等の用に供している不動産等について保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産については個別の物件毎にグルーピングしております。

不動産価格が下落したこと及び未使用となったこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(662百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額を基に算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

※1 株式移転による増加は、株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社の連結財務諸表の株主資本の額を引継いだものであります。

2 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	—	421,320	—	421,320
自己株式				
普通株式	—	162	10	152

(注) 1 普通株式の株式数の増加421,320千株は、三井住友海上火災保険株式会社の株式移転による当社の設立に際して新株を発行したことによるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加162千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

なお、株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社が、平成20年6月26日開催の定時株主総会において、利益剰余金を原資として、基準日を平成20年3月31日、効力発生日を平成20年6月27日とする、総額12,639百万円の配当金の支払を決議しております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月19日 取締役会	普通株式	11,371	利益剰余金	27	平成20年9月30日	平成20年12月11日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

※1 現金及び現金同等物の中間期
末残高と中間連結貸借対照表に
掲記されている科目の金額との
関係

(平成20年9月30日現在)

(百万円)

現金及び預貯金	327,359
コールローン	26,100
買入金銭債権	97,810
金銭の信託	26,389
預入期間が3カ月を超 える定期預金	△65,198
現金同等物以外の買入 金銭債権	△80,940
現金同等物以外の金銭 の信託	△24,161
現金及び現金同等物	<u>307,359</u>

2 投資活動によるキャッシュ・
フローには、保険事業に係る資
産運用業務から生じるキャッシ
ュ・フローを含んでおります。

(リース取引関係)

当中間連結会計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要なものではありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)
有形固定資産	1,036	650	-	385

なお、取得価額相当額は未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料中間期末残高相当額等

未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	157百万円
1年超	228百万円
合計	385百万円

リース資産減損勘定の残高 ー百万円

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	92百万円
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円
減価償却費相当額	92百万円
減損損失	ー百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

2 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料

1年内	2,037百万円
1年超	9,364百万円
合計	11,402百万円

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	456,079	461,786	5,706
外国証券	8,994	8,983	△10
合計	465,074	470,770	5,695

2. 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	4,490	4,630	139

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	2,214,808	2,237,641	22,833
株式	753,058	1,767,963	1,014,905
外国証券	1,209,836	1,178,758	△31,077
その他	148,701	145,529	△3,172
合計	4,326,404	5,329,893	1,003,488

(注) 1 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。

2 その他有価証券で時価のあるものについて31,104百万円減損処理を行っております。

なお、提出会社及び国内連結子会社は、原則として、時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄を対象に減損処理を行っております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
(1) 満期保有目的の債券	
外国証券	864百万円
その他	25,370百万円
(注) 中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。	
(2) 責任準備金対応債券	
該当事項はありません。	
(3) その他有価証券	
公社債	5,525百万円
株式	78,516百万円
外国証券	52,374百万円
その他	12,186百万円
(注) 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。	

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

当中間連結会計期間末
(平成20年9月30日)

時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。

取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が2,228百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	11,271	11,181	90
	買建	4,376	4,343	△32
	通貨オプション取引			
	売建	7,312 (303)	391	△87
	買建	15,530 (790)	887	97
金利	金利オプション取引			
	売建	200,500 (1,472)	809	663
	買建	163,800 (1,392)	1,824	431
	金利スワップ取引	610,366	190	190
株式	株価指数オプション取引			
	売建	140 (0)	0	0
	買建	145 (0)	0	△0
信用	クレジットデリバティブ取引			
	売建	597,788	△19,217	△19,217
その他	天候デリバティブ取引			
	売建	1,290 (21)	△31	△44
	買建	1,206 (1)	49	48
	自然災害デリバティブ取引			
	売建	4,989 (107)	67	39
	買建	4,133 (57)	34	△23
	その他			
	売建	9,459 (1,007)	968	38
	買建	10,429 (219)	821	601
	包括的リスク引受契約	—	358	358
合計	1,642,739	2,678	△16,844	

(注) 1 括弧内の数値はオプションプレミアムであります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	989,801	78,493	1,068,295	(29,448)	1,038,846
(2) セグメント間の内部経常収益	1,435	—	1,435	(1,435)	—
計	991,237	78,493	1,069,730	(30,884)	1,038,846
経常費用	991,216	83,189	1,074,406	(30,291)	1,044,114
経常利益又は経常損失(△)	20	△4,695	△4,675	(592)	△5,268

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

 損害保険事業…損害保険引受業務及び資産運用業務

 生命保険事業…生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の「消去又は全社」の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金戻入額を中間連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4 会計方針の変更

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から連結決算上必要な修正を行っております。

提出会社の株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社が連結財務諸表作成に当たって従来採用していた方法と比べた場合、上記の適用により、損害保険事業に係る経常収益及び経常費用が、それぞれ465百万円、161百万円増加し、損害保険事業の経常利益が304百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	米州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	923,449	41,695	50,118	24,214	1,039,477	(630)	1,038,846
(2) セグメント間の内部経常収益	4,027	108	34	1	4,172	(4,172)	—
計	927,476	41,803	50,153	24,215	1,043,649	(4,803)	1,038,846
経常費用	898,020	38,520	89,531	18,654	1,044,726	(612)	1,044,114
経常利益又は経常損失(△)	29,456	3,282	△39,377	5,561	△1,077	(4,190)	△5,268

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

- ① アジア…マレーシア、台湾、シンガポール
- ② 欧州…英国、アイルランド
- ③ 米州…米国、バミューダ

3 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の「消去又は全社」の金額のうち主なものは、米州に係る経常収益のうちの支払備金戻入額を中間連結損益計算書上は経常費用のうちの支払備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4 会計方針の変更

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から連結決算上必要な修正を行っております。

提出会社の株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社が連結財務諸表作成に当たって従来採用していた方法と比べた場合、上記の適用により、経常費用がアジア及び欧州で、それぞれ296百万円、27百万円減少、米州で20百万円増加し、経常利益がアジア及び欧州で、それぞれ296百万円、27百万円増加、米州で20百万円減少しております。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	アジア	欧州	米州	計
I 海外売上高(百万円)	59,704	51,129	30,695	141,530
II 連結経常収益(百万円)				1,038,846
III 連結経常収益に占める海外売上高の割合(%)	5.75	4.92	2.95	13.62

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- ① アジア…マレーシア、台湾、シンガポール
- ② 欧州…英国、アイルランド
- ③ 米州…米国、バミューダ

3 海外売上高は、国内保険連結子会社の海外売上高及び在外連結子会社の経常収益の合計額であります。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,369.15 円
1株当たり中間純利益 金額	29.43 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益(百万円)	12,399
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	12,399
普通株式の期中平均株式数(千株)	421,218

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,432,528
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	13,547
(うち少数株主持分) (百万円)	(13,547)
普通株式に係る中間期末の純資産 額(百万円)	1,418,981
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末の普通株式の数 (千株)	421,168

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、中間監査又は四半期レビューを受けておりません。

（単位：百万円）

	当第2四半期連結会計期間 （自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
経常収益	511,384
保険引受収益	473,223
（うち正味収入保険料）	376,167
（うち収入積立保険料）	51,335
（うち積立保険料等運用益）	10,724
（うち生命保険料）	35,308
資産運用収益	36,805
（うち利息及び配当金収入）	31,508
（うち金銭の信託運用益）	△581
（うち有価証券売却益）	10,593
（うち金融派生商品収益）	5,028
（うち積立保険料等運用益振替）	△10,724
その他経常収益	1,356
経常費用	549,834
保険引受費用	416,205
（うち正味支払保険金）	225,439
（うち損害調査費）	20,802
（うち諸手数料及び集金費）	61,093
（うち満期返戻金）	74,341
（うち生命保険金等）	8,855
（うち支払備金繰入額）	32,449
（うち責任準備金等繰入額）	△7,388
資産運用費用	54,857
（うち金銭の信託運用損）	697
（うち有価証券売却損）	3,380
（うち有価証券評価損）	43,817
営業費及び一般管理費	73,472
その他経常費用	5,299
（うち支払利息）	356
経常損失（△）	△38,450
特別利益	27,415
固定資産処分益	136
特別法上の準備金戻入額	27,279
価格変動準備金戻入額	27,279
特別損失	2
固定資産処分損	819
特別法上の準備金繰入額	△816
価格変動準備金繰入額	△816
税金等調整前四半期純損失（△）	△11,037
法人税等	△122
少数株主利益	199
四半期純損失（△）	△11,114

（注）上記は、中間連結損益計算書の金額から第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書の金額を差し引いて作成しております。

- (2) その他
該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間会計期間末
 (平成20年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	999
未収入金	30,533
その他	0
流動資産合計	31,532
固定資産	
投資その他の資産	
関係会社株式	746,414
投資その他の資産合計	746,414
固定資産合計	746,414
資産合計	777,947
負債の部	
流動負債	
短期借入金	15,012
未払法人税等	4
賞与引当金	82
その他	154
流動負債合計	15,254
負債合計	15,254
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	179,191
その他資本剰余金	467,220
資本剰余金合計	646,411
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	16,890
利益剰余金合計	16,890
自己株式	△609
株主資本合計	762,693
純資産合計	762,693
負債純資産合計	777,947

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
営業収益	
関係会社受取配当金	17,500
関係会社受入手数料	1,383
営業収益合計	18,883
営業費用	
販売費及び一般管理費	1,224
営業費用合計	1,224
営業利益	17,659
営業外収益	8
営業外費用	774
経常利益	16,892
税引前中間純利益	16,892
法人税、住民税及び事業税	1
中間純利益	16,890

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加		100,000
当中間期変動額合計		100,000
当中間期末残高		100,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加		179,191
当中間期変動額合計		179,191
当中間期末残高		179,191
その他資本剰余金		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加		467,223
自己株式の処分		△3
当中間期変動額合計		467,220
当中間期末残高		467,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		—
当中間期変動額		
中間純利益		16,890
当中間期変動額合計		16,890
当中間期末残高		16,890
自己株式		
前期末残高		—
当中間期変動額		
自己株式の取得		△650
自己株式の処分		41
当中間期変動額合計		△609
当中間期末残高		△609
株主資本合計		
前期末残高		—
当中間期変動額		
株式移転による増加		746,414
中間純利益		16,890
自己株式の取得		△650
自己株式の処分		38
当中間期変動額合計		762,693
当中間期末残高		762,693

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p>
3 消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

(孫会社等株式の現物配当)

(1) 概要

平成20年6月26日の三井住友海上火災保険株式会社の取締役会における決議に基づき、提出会社は、三井住友海上火災保険株式会社が保有する三井住友海上きらめき生命保険株式会社(子会社)、三井ダイレクト損害保険株式会社(子会社)及び三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(関連会社)の株式について、同社が提出会社に配当する方法により、平成20年7月1日付で取得しました。

(2) 現物配当の目的

三井住友海上火災保険株式会社が保有する国内の保険会社の株式を提出会社が直接保有することにより、持株会社である提出会社を核としたグループ事業推進体制を整備し、これまで以上に迅速な事業運営とシナジー効果の発揮を目指すものであります。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、現物配当により取得した当該子会社及び関連会社の株式については、これまで保有していた三井住友海上火災保険株式会社の株式のうち相当する部分と実質的に引き換えられたものとみなして処理しております。なお、これによる損益への影響はありません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末
(平成20年9月30日)

提出会社は、関連会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社との間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持契約を締結しております。また、三井住友海上火災保険株式会社が提出会社と連帯して契約上の義務を負っております。同社の当中間会計期間末における負債合計は2,600,577百万円(保険契約準備金2,579,495百万円を含む)であり、資産合計は2,605,721百万円であります。

なお、本契約は同社の債務支払に対して保証を行うものではありません。また、当中間会計期間末において、同社の純資産は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生していません。

(中間損益計算書関係)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	—	162	10	152
合計	—	162	10	152

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加162千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

(有価証券関係)
当中間会計期間において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4 【その他】

平成20年11月19日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額……………11,371百万円
 - (2) 1株当たりの金額……………27円
 - (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月11日
- (注) 平成20年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

三井住友海上グループホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平栗 郁朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上グループホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友海上グループホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

三井住友海上グループホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平栗 郁朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友海上グループホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友海上グループホールディングス株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。